

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

我が国の経済は、一昨年のアメリカの金融危機に端を発した世界同時不況の影響を払拭しきれず、本格的な回復基調には至っていない状況にある。

一方、雇用においても、派遣切りや日雇い派遣といった労働者の非正規化により、ワーキングプアと呼ばれる低賃金労働者が1000万人を超え、現在も増加を続けており、賃金格差と貧困問題はいまだ解決されていない。

最低賃金制度は、労働者が健康で文化的な人間らしい生活を営むことを保障する社会的セーフティネットの一つであり、これを有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善を初め、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結及び適用労働者の拡大、均等待遇が重要な課題となっている。

このため、賃金格差と貧困問題の解決と内需拡大の観点からも、生活保護を下回らない速やかな最低賃金改定が図られるべきである。

よって、政府等におかれては、平成22年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たっては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護にかかわる施策との整合性を考慮することが確認されていることから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }
厚 生 労 働 大 臣 } あて
神 奈 川 労 働 局 長 }